

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
松村建設株式会社（静岡県磐田市見付3677-1）[1000013107]
2. 資格登録停止措置の期間
平成30年6月22日～平成30年9月21日（3ヶ月）
3. 資格登録停止措置の地域
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該有資格業者は、「東名高速道路 足柄スマートインターチェンジ管理施設新築工事」（東京支社発注）の入札において、低入札価格調査資料の提出を求めたところ、入札金額に誤りがあることを理由に、低入札価格調査の辞退を申し出たものである。
5. 資格停止措置理由
有資格業者である上記の事業者が、低入札価格調査資料の提出をせず、低入札価格調査を辞退したことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第12号（不正又は不誠実な行為）の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 12 別表11及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事・調査等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	全地域又は発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査チーム(052-222-3469)